



## = 申請される方へ重要なお知らせ =

新規の委託申請については、令和5年1月からオンラインで受付しています。

『委託要領』や『委託要領の運用』等をよくご確認頂いたうえで、

「記録事務代行ポータル」(<https://www.kirokujimu-portal.mlit.go.jp/#/>)

から申請してください。

特定記録等事務及び特定変更記録事務の業務を行うには、令和5年1月以降に  
交付\*される電子車検証が必要となります。

※令和5年1月以降運輸支局等において、新規検査、継続検査、構造等変更検査及び登録手続き等、

従来「自動車検査証」が交付される手続きを行った場合に電子車検証が交付されます。

## 新しい自動車検査証の仕様と詳細

自動車検査証		令和 5年10月 1日	東京運輸支局長	411200000012
高川 399 込 1034	車 号	令和 5年10月 1日	発給	0001
コナドコウツウ	車 名	箱型	車種	乗用 自動車
ZZZ99-SMPLE01	車 台 号	ガソリン	燃料	1,399cc
ZXX-ABC99	車 台 号	750	重量	600kg
5	車 台 号	1350	重量	1625
	車 台 号	448	重量	173
	車 台 号	149	重量	
国土 交通				
〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1				
T000001A00001				

### ■ 車検証電子化の対象範囲

- 電子車検証を交付対象とする車両は、登録車又は小型二輪の保有車両。  
※軽二輪及び予備検車は対象外。
- 電子化対象とする帳票は「車検証」のみで、自動車予備検査証、限定自動車検査証及び登録識別情報等通知書等、その他の帳票は電子化対象外。  
(従来どおり紙の帳票を印刷)

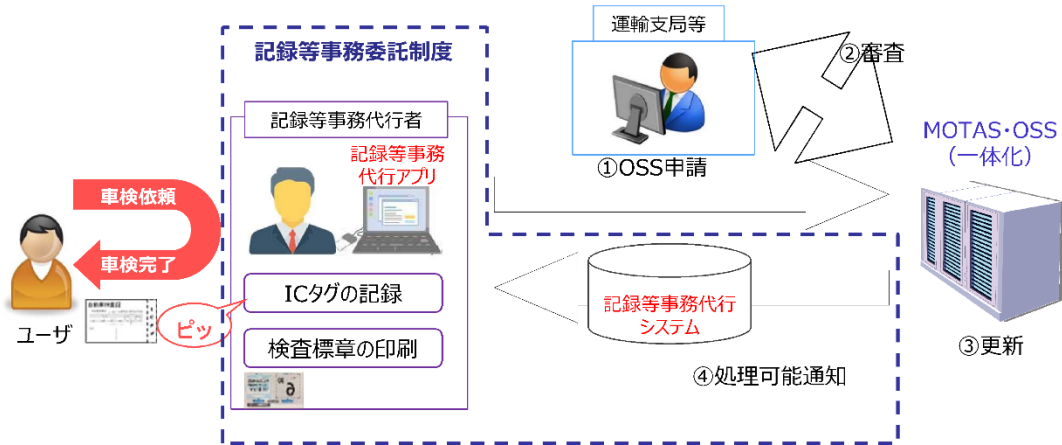
自動車検査証	
1. 自動車を運行するときは、有効な自動車検査証を携帯してください。	
2. 継続検査は、有効期間の満了する日の1か月前(繰上)に使用の本籍の住所を有する自動車にあっては、2か月前)から受け入れらるるため、余裕を持って実行してください。	
3. 自動車検査証に記載または記載されている住所または氏名等に変更があったときには、手続きが必要です。リコールの通知書等に受け取るためにも、住所や氏名等の変更手続きは必ず行ってください。また、自動車の構造等に変更があったときには、変更の手続きが必要となる場合があります。管轄の運輸支局、運輸支局または自動車検査事務所にお問い合わせください。	
4. 自動車検査証に記載されていない「情報」所有者、有効期間の満了する日等は、専用のコードからダウンロードした登録情報アプリで確認が可能です。(※必ず最新バージョンのアプリを使用してください)	
5. 自動車検査証のタグ情報の読み取りなど、自動車検査証電子化の詳細は国土交通省ホームページからご確認ください。	
6. 自動車検査証は、国土交通省への適合性を一定期間ごとに確認するものであり、次の検査までの安全性能を保持するものではありません。自動車の事故や故障を未然に防止するためにも点検整備(日常点検整備・定期点検整備)は必ず実施してください。	
7. 自動車不具合情報ポータル(右記リンク)に情報をお寄せください。	
※ 交付された自動車検査証が申請された登録事項または検査事項と相違していないことを登録情報アプリを使用して確認してください。もしも相違しているときは、ただちに申し出てください。	

### 【台紙】

寸法：縦105mm、横177.8mm  
(7インチ)  
紙厚：150µm (四六判110kg)  
※年賀ハガキと同等の厚み

# 1. 記録等事務委託制度の概要

- 継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務及び自動車検査証の変更記録に関する事務を運輸支局長等が一定の要件を備える者（指定整備事業者、行政書士等）に委託する制度。
- 記録等事務委託を受けようとする者は、運輸支局長等に委託申請を行う必要がある。

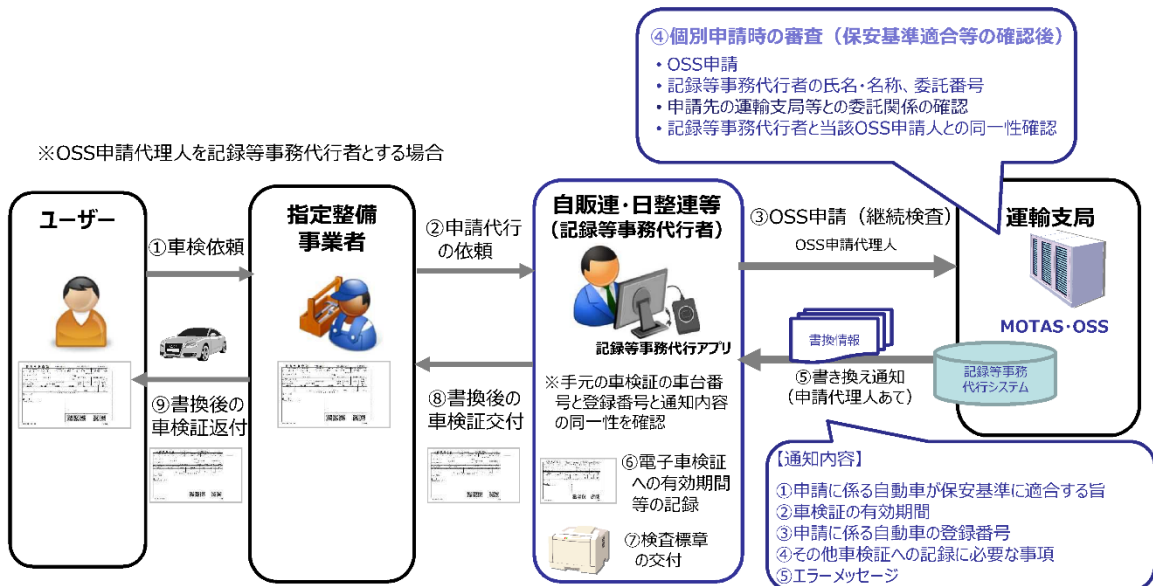


	特定記録等事務（改正法第74条の5）	特定変更記録事務（改正法第74条の6）
(1)対象手続	継続検査	変更登録、移転登録 (券面変更を伴わない場合のみ（例：所有者の氏名・住所）)
(2)申請方式	電子申請（OSS申請）（窓口申請は対象外）（※1）	

（※1）軽自動車については、現時点継続検査のみOSS申請に対応しているため、当面は特定記録等事務のみ委託可能。

# 2. 記録等事務の実施方法・内容（イメージ）

- 各運輸支局等は、記録等事務代行における車検情報の書き換えを希望するOSS申請については、申請内容を審査（保安基準に適合するか、変更登録が適当か）した上で、申請者の希望する記録等事務代行者へ書き換え可である旨及び書き換えに必要な事項を記録等事務代行アプリを通じて通知。
- 通知を受けた記録等事務代行者においては、記録等事務代行アプリから、書き換え情報を閲覧し、車検証に記載された車台番号と登録番号と通知を受けた内容の同一性を確認した上で、ICタグの書き換え、検査標章の印刷を行い、車検証を返付。



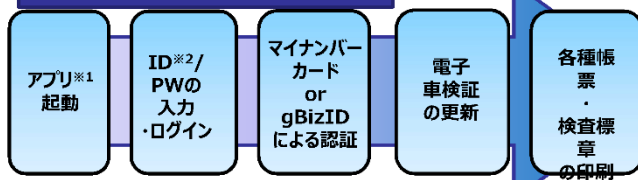
### 3. 記録等事務代行アプリの概要

- 記録等事務代行者において車検証の更新、検査標章の発行を行うためには、国土交通省から提供する「記録等事務代行アプリ」をインストールし、作業を行う必要がある。
- 記録等事務代行アプリを利用することによって、継続検査等に伴う車検証情報の更新や検査標章、各種帳票の印刷・発行等、従来、国において実施していた業務が記録等事務代行者の手元で行えることとなる。

#### 記録等事務代行アプリの概要

利用開始時期	2023年1月	主な機能 車検証情報の更新 ⇒記録等事務代行者に限り、継続検査等に伴う車検証情報の更新が可能。なお、NFC規格に則ったICタグリーダー・ライタが必要。  自動車検査証記録事項帳票、検査標章等の印刷・発行 ⇒なお、印刷にはプリンターが必要。
サービス時間	24時間365日（メンテナンス時除く）	
利用可能者	記録等事務代行者	
利用可能機器	PCのみ	

#### 記録等事務代行アプリの利用の流れ



- ※1 なお、記録等事務代行アプリを使うためには、記録等事務代行委託申請、記録等事務代行アプリのインストール、アカウントの初期設定を終えている必要あり。
- ※2 「ID≠記録等事務代行者委託番号」。IDは別途、代表者が作業者に対して払い出しを行うアプリログイン用のID。



### 4. 検査標章の仕様変更

検査標章の仕様の変更点については以下のとおり。

#### ■ 目的

記録等事務代行者でも検査標章を印刷するため、下記の運用に変更する。

- 印刷するプリンタ：
  - （記録等事務代行者）：市販のレーザープリンタまたはインクジェットプリンタ（顔料インク対応）

- 検査標章台紙
  - はがきサイズの単票用紙（市販のプリンタでも印刷できる用紙サイズ）

検査標章の印刷イメージ：

